

## 第4回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和元年11月12日（火）

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博  
委 員 唐澤一代 古谷星工人 内田晃 平野由里子 南雲まさ子 齋藤永  
寺嶋正 大舘秀孝  
オブザーバー 議長 飯田一  
欠席者 委 員 井上栄一
2. 説明者 執行側 参事兼総務課長 政策推進課長 教育課長 教育課主査
3. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査について  
(2) その他

### 4. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまより町民文化センターE S C O事業第4回調査特別委員会を開催いたします。 (9時00分)

御報告いたします。井上議員から所用のため特別委員会を欠席する旨の連絡を受けております。親戚の告別式に参加のためということです。御承知おき願います。よって、本日の町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は委員11名中10名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長はオブザーバーとして出席していただいております。

傍聴の希望は今のところございません。

議会事務局が写真撮影と録音もさせていただきますので、御承知おきください。なお、これ以降、傍聴希望者があった場合には、入り口の傍聴希望者名簿

に記載いただいて入室することを御承知おき願います。

では、議長にはオブザーバーということで御出席していただいておりますので、一言御挨拶をお願い申し上げます。飯田議長、よろしくお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。11月1日の「広報まつだ」のほうで、E S C O事業に関しまして町のほうから説明、報告といったような記事が出されておりました。この委員会はですね、まだ継続中でありますので、審議のほうをよろしく引き続きしていただきまして、議会としての立場をですね、鮮明にできるように、ひとつ頑張ってもらいたいというふうに思います。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。先日、10月21日、第3回ですか、特別委員会ということで、議運終了後、臨時会が開催される前、9時10分から15分ほど皆様に問題提起させていただきました。10月16日に行った委員会での整理、また、内容によっては関係機関に照会文書を出すということで、そういった方向である程度集約したものを本日資料等出ささせていただくということで、机上に配付しております。この内容について、事務局長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議会事務局長 それでは、お手元の次第、資料のほうを御確認しながらお願いしたいと思います。

まず、1枚目、次第でございます。この1枚はちょっと横長と関連しますので飛ばします。10月28日に議長から町長へ資料提出の要求をしております。事件1、町民文化センターE S C O事業に関する事項ということで、①から裏面の…すいません、⑥まで。それから、事件の2に関することについては裏面の①ということで、本日、傍聴席の横に原本、それから皆様の目の前のほうがコピーになっております。よごし、ほぼ全てコピーしているはずですので、原本を見ながらでもいいですし、コピーのほうを中心に次の確認作業に入っただければと思っております。

それから、11月1日です。さらに、資料の提出の要求を議長から町長にしております。こちらはですね、E S C O事業の工事請負契約のプロポーザルから工事請負契約締結までの工事の関係の書類を出してくださいということです。これについても同様に原本が傍聴席側でコピーが皆様のお手元にあるような

状況にあります。

それから、同じく11月1日に、説明員の委員会出席要求ということで、本日の9時から午後4時まで、会議の進行状況によって、適宜来ていただくようになっております。なお、政策推進課長はここに載っておりませんが、過日確認したところ、待機しているということでございます。

それから、A3の横長になります。これは委員長を中心に問題点等を整理してつくらせていただいたものであります。

この後、表の説明があるようではありますが、まずですね、調査項目事件1と2枚目には事件2が入ってまいります。事件1で調査項目としましてはプロポーザル事業者選定と、最優秀提案者決定についてということ、それから、2番目として二酸化炭素の補助金について、2枚目にいきまして事件2、これ通し番号でやっていますけれど、3番目として承認第4号専決処分について。それから、3枚目、4として工事請負仮契約と設計委託契約について。前回、その他の扱いになっていましたので、一応その他に位置づけております。議会への報告が遅くなった理由について。これはどこかに位置づけられる可能性もありますので、後で御検討いただければと思っております。

(1)(2)と左から2番目…2つ目なんですけれど、これは大体問題点を大まかに、大きいくくりで番号を振らせていただいたものです。この資料は問題点を整理するためにつくらせていただいたものでございます。その質疑については、前回の委員会以外にも本会議でお答えになった部分とか、その前の部分で答えたようなものもできる限り反映させています。ですので、委員さんの中で、いや私の質問があったはずだよというのがありましたら追記をして、この資料を完成させていきたいというふうに思っております。それと、記載内容についても委員の中で御意見があれば調整していただければなと思っております。

段の右から2番目です。これは前回の委員会終了後にですね、委員長を中心に回答に対する疑問、意見というものを書いております。これはきょうの作業をしていただく上での一つの目安になります。そういった形で進めさせていただければなと思っております。またですね、きょうの作業の中で整理をしてい

ただくとともにですね、また、問題点が出るようでしたら、次の質問につながるようになりますので、そういったところも視野に入れていただければなと思っております。

それで、1番のプロポーザルについては、資料の…ごめんなさい、10月28日に資料要求しました資料の中で、①と②と⑥あたりが関連するのではないかなと思っております。なお、資料のほうは前回見ていただいたとおり、事件番号順にですね、見出しがついておりますので、その①と②と⑥あたりを中心に見ていただければ問題点、それから解決方法とか、整理がつくのではないかなと思っております。

それから、2番の二酸化炭素についてですけど、これについても資料の③と④と⑤、こちら辺を中心にみていただければ整理がつくのではないかと考えているところでございます。

あとは、次の事件2のほうですけど、こちらも同じように進んでおりますが、そうですね、専決処分で、専決処分の神奈川県市町村課と確認した内容がわかる書類一式というものを要求したんですけど、これについては資料がなしということで、資料なしというのはどういうことなんだということで、担当課に問い合わせたところ、本委員会で出席の上、口頭で回答しますということであったので、日時とか相手方、質問内容、それに対する回答内容、適法性とか、るるですね、委員さんの疑問に思うことをこの席上でやっていただければなと思っております。

右側にはその資料がないといったことに対してですね、ちょっと委員長のほうにですね、疑問に思っているところが書かれております。

3枚目になりますが、3枚目、仮契約までの流れ。委託と工事の関係については、前回プロポーザルというのがそういった契約方法であるというところで、ほぼ皆さん御理解いただいたところだと思うんですけども、仮契約の流れについては11月1日の資料、事件1というのがありますが、これを見ていただければ整理がつくのではないかなと思っております。

それから、その下の1点、1億5,000万云々のところにつきましては、上のですね、項目2の(1)とかぶっておるところがありますので、この辺を一緒

にですね、やっていただければ問題なくいけるかなと思っております。

それから、先にですね、提出のあった資料を委員長を中心に見ていただいております。右側に適正な単価、設計と書いてありますけれど、ここら辺がちょっと事前に見た段階で、出てないなというところがあります。この辺をちょっと確認を、視点としてとっていただければなと思っております。

それから、その他の部分です。ここに概略書いてあるんですけど、これが先ほど飛ばしました縦型のマニュアルがチャートになっているやつがあると思います。これが国土交通省、左側が国土交通省が出しているE S C O事業の実施マニュアル、右側が財団法人省エネセンターというE S C O導入の手引というのが出してあります。問題点としましては、一番今回で一番問題が多かったのが、議会への報告というのが遅かったというところが、まず一番最初のつまずきだったと思うんですけど、こちらで言うと、上から4段目あたりに既に予算化手続というのが出ているといったところがありますので、この辺を参考にしながらですね、質疑とかでやっていただければなというふうに考えて資料を作成させていただきました。以上です。

委員長 それとあわせて私のほうから1点説明させていただきます。そちらの列の方、ちょっと見にくいかもしれません。後ろを振り返ってこの掲示した資料を見てください。

まず初めに、上段です。これは町がやったこと。要するに、教育課、政策推進課、総務課が行った事務的なものが主です。2段目が補助金の流れです。3段目が我々議会に対する町からの説明です。先ほど竹内局長から説明があったように、議会への説明が余りにも遅かったということが、これで一目瞭然だと思っておりますけども、今まで全協の資料だとか特別委員会の資料、皆さんに渡しであると思います。それを時系列で組みかえたものです。話にすれば、ことしの3月議会の全員協議会で公募のプロポーザルの募集がもう始まっていたと。口頭でこんなことがあるよというのだけはお話があったようですけども、私自身は記憶ないです。全員協議会のその他でお話をいただいたと。こんなことをやっているよと。のときに、もうプロポーザルの公募が始まっていた。3月6日から25日まで。4月4日から15日には選考委員会を開いて、26日ですか、

もう業者が決まった。5月7日の時点でESCO事業について、もう最優秀業者の認定をしています。その間、議会には何も説明ないです。

皆様御存じのように7月11日、お手元に資料あると思いますが、お金の入ってない説明資料だけ来ています。3枚ぐらいです。肝心の金額が入ってない。そのときに一番大事なのが、内示がもう7月2日に来ているんですよ。5月7日に業者が決まって、補助金申請をこの時点でもう出しちゃっているんです。7月2日に内示が来ている。でも、その間、議会には一切説明はなし。7月11日の全員協議会で初めて説明あったんですけども、今お話ししたように、新人議員の方も資料持っていられると思うけども、7月11日の資料見てください。お金が何も出てない。1億5,000万だか、6,000万だか。要するに、国に申請したこの内容について、申請した全額については一切出てないのに7月12日に交付申請している。いいですか。全員協議会でここで説明があったときに、数字のことが何にも出てない中で、7月12日に本申請をしているんですよ。

これ何を言いたいかというと、時間がない、時間がないといいながら、勝手に町が進めていて、二元性の民主主義の代表する議会とのキャッチボールがなされてない。本来の正常なものであれば、これがもっと早い時期にキャッチボールなんです、執行部と議員の。それで、今度は8月20日に初めて全額が入ったものが提案された。皆さん資料持っていますよね。古谷星工人さん、資料持っていられますよね。8月20日に初めて数字が入ったものを示して、それで本会議に上程なんです。これが議会としては問題になっている一つですよ。

8月20日から。ここから始まっているんです。時間がない、時間がないって執行者側が言われたけど、議会のほうでもこのスケジュールの中で、議会選挙が始まる中でやっているんですよ。無投票であったけども。この辺はもう一度ね、時間があるときにね、お持ちの資料の中で整理していただきたいと思います。今まで沢山の資料来たんだけど、整理があんまりできてなかったんで、事務局のほうに私からお願いして、こういうものをつくっていただきました。これについては欲しい方は事務局に言ってください。増焼きします。ざっと見ていただければ大きな流れがわかるんで、この資料は1枚でいいのかなという事で掲示させていただきました。

本題に入らせていただきます。まず、A3横の資料、今、事務局からの説明もあったんですけども、再度私のほうから説明させていただいて、本日の進め方の提案をさせていただきます。このA3資料については、第2回委員会、10月16日です。そのときに皆さんからいろいろ意見が出された事項、あと指摘された事項、などのやりとりが真ん中までです。それに対して、今度はこの回答に対してもう少し追跡する必要があるのではないかというコメントは、私のほうで入れさせていただきました。ですから、真ん中から右はこれからのものです。真ん中から左側は今までの済んだもの。これについていろんな意見が出たんで、整理しなければいけないということで、特に重要なこと、最終的には委員会報告する中で、議会としてきっちり裏づけを取って議長に報告して、町のほうにもこういう内容であったとするためには、客観的にここがおかしいよというのを絞り込む必要があるのかなということで、この資料を作成させていただきました。あと簡単なことについては省いてあります。特に重要だと思ふことがこれに凝縮してあります。その辺のことは御理解いただきたいと思います。

それで、まず次第との関係です。先ほど竹内局長からも説明ありましたとおり、次第、この次第の中の1が文化センターのESCO事業で、2つの項目があります。これを中心に本日は進めたいなというふうに考えております。事件1の文化センター事業に関する事項の2つ目、(2)、これがこちらの次第で言いますと、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定についてということが一つの調査項目です。その下です。二酸化炭素排出…違うか、これじゃなかったか。もう1個あった。「きょうのやつ」の声あり) その下がここの下段にあるように、全体事業費が2億6,000万から1億5,000万までが変わっていった。これについては平野さんの質問で、どういう推移で変更していったのよというのが、非常にわかりづらかったというふうなことで、前回の調査ではほとんど口頭だったんですよね。それで、しっかりした文書を見ようよというのが今回の調査、98条に基づくものなので、皆様にお渡しした資料の中の10月28日付で議長から本山町長に求めた資料、これちょっと見ていただきたいんですけども。事件①4月26日、文化センター事業審査委員会の審査内容がわかる議事録資料。その下②です。優秀提案者における設計書等の書類。それと、先ほどの竹内局

長からも話ありましたけれども、6番、3月6日から実施した公募型プロポーザルのホームページの画面と。これが今、お話しした1番、これから調査をしていただく(1)の①プロポーザル事業者の選定、最優秀者決定について。審査会の議事録あたりを見ながら、いろいろ資料、こちら来ていますのでね。それに基づいて、ある程度皆さんで調査をして、調査報告に使えるものを本日まとめていただきたいというのが1点です。

2点目が今度②です。二酸化炭素排出抑制対策事業補助金、これについては先ほど、説明したこの2番の関係です。2億6,000万から1億5,000万まで動いていったときの設計単価、設計金額、それがどのように変わっていったのか。町長は協力して安くしたんだよというふうなお話だったんですけど、私が見た中ではニュアンスが違うのかなと思いますので、皆様の目で一つ一つ確認をしていただけたらありがたいのかなと、そのように感じております。

あと最後に、21日に皆さんにこういうことでこういう資料をつくりたい、そのためによじ込んでいきたい、ということで御承認いただいて、これが出たわけなんですけども、3枚目のその他です。一番下のページです。これでよろしいかという質問をしたときに、平野委員からこの件はどうなっているのかということで、議会への報告が遅くなった理由についてということで、右側に多分こういう意味のことかなということで、ちょっと膨らませて書かせていただいたんですけど、この内容については平野委員さん、どうでしょうかね。

平野委員 大体こんな感じで私も聞いたと思います。私はとにかくあの表を見てもおわかりのように、本当に議会への報告がものすごく遅かったというか、まあ落ちていた。もうそれが一番問題かなと私は思っていたので、ここ、だから、その他というふうになっちゃっているんだけど、これ結構事件なんですよね。そうです。

委員長 ありがとうございます。そういった意見を受けましてね、竹内局長のほうに話して、その資料をつくりました。ですから、平野委員の答えはもうそれでいいのかなということで御理解いただきたいと思います。

ここで皆様にお諮りしたいのが、本日の特別委員会の進行です。これについて、今お話ししたように、議題の(1)町民文化センターESCO事業、この



①、②について本日はじっくりやっていきたいというふうに考えています。そこで、前回もそうだったんですけど、私の委員長のこの席を2つに割って、A班、B班の作業班つくったんですけども、こちらがA班とさせていただきます。副委員長よりも左側の方がA班とさせていただきます。これはあくまでも提案です。A3表のこの表です。これの特に2番、(2)の1つ目、2つ目、3つ目ですよね。この内容と議題の、次第の議題でありますプロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定、これが多分かぶってくると思います。これについて審査委員会の資料が先ほどお示ししましたとおり、4月26日の委員会の審査資料、それと最優秀提案における設計書、これが確定して、こういうことをやるよというふうな一番の入りの始めになっております。それと、一番下、3月6日、公募型プロポーザル、募集した内容、この辺が関係資料として取り寄せております。局長、今そこに置いてある資料ですよ。

議 会 事 務 局 長

目の前の箱が全部コピーをしたものです。

委 員 長

プロポーザルとか全部一緒になっているのね。

議 会 事 務 局 長

番号が、見出しがついていて、向こう側が原本です。

委 員 長

はい。原本はあちらだそうです。コピーがこちらということで、番号が1から6まで振ってありますのでね、1、2、6が今のプロポーザルの業者決定までのかなというふうに考えております。

次に2点目、これについては議題の(1)の②ですね。二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金について町長にお願いした資料です。③の5月16日、補助金申請における設計書等の関係書類、これが2億6,000万のはずです。

次に、8月23日、一般会計補正予算における設計書等の関係書類、これが1億5,000万ぐらいに多分なっていると思います。1億5,113万ですかね。それまでの経緯がわかるような資料を出してもらっております。

そのときに、どういった打ち合わせがなされているのか。これについて一番大事だと思うのが、初めにプロポーザルで決まってから契約、この一般会計補正予算までどのように町当局が審査をされたのか。これについてプレゼン当初の2億6,000万の見積もり、最終的に1億5,100万円余の設計金額と単価、これがどういうふうになって、どういう話し合いがされた中でこういうことにな

ったのかということを追跡調査として裏を取っていただきたい。今回は口頭説明だったんで、よくわからなかったということで、これを私より右側の議員の方に…委員の方をお願いしたいということです。

場所については、前回と同様にこの部屋で行うということで、こちら側とこちら側、後ろの傍聴席もきょう来てないんで、うまく使いながらやってもらえたらありがたいと考えています。

時間的なスケジュールなんですけれども、できれば午前中、おのおのの作業班にまとめ役の方1名、それと書記の方1名を設けていただいて、調査して、簡単な報告書、こうだったよと、こういう内容だったよと、こういう問題点があるよというのをつくっていただきたい。もう一度お話ししますと、A班、B班が2つに分かれて、今、2つの議題に関して疑問事項、そういったものを洗い出していただきたいと。納得できたものは結構だと思います。これは納得できた、これは納得できないということで、最終的には納得できなかったことが報告書に入ってくるということですので、その分析を午前中行って、簡単な取りまとめ、これは納得できた、これはまた疑問点があるので、再度理事者、町長、副町長に来ていただき、お尋ねいただくための資料づくりです。

午後の作業としましては、おのおのの追跡調査の発表を各班のリーダー、代表の方からしていただくと。それで、皆さんとまた意見交換して、その意見交換で出たものを報告書に加えていただいて、それを事務局に提出していただきます。もう一度お話しします。午後の作業としては、おのおのの班のリーダーから調査した内容について発表してもらいます。それで、そのときに、皆様から質疑応答、また意見をいただいて、特に問題になることは報告書に加えていただいて、次回また何らかの形で追跡調査していくと。または理事者からその回答を求めるというふうなことでお願いしたいということです。書記担当の方は代表者とその内容を確認して、報告書、最終的に意見調整した結果の報告書を事務局のほうに提出ということで、お願いします。

あとは午後の作業として、竹内局長からも話ありましたけれども、この資料の県に照会した2枚目の2の下段です。市町村課を訪問して、経緯を説明して相談した。専決処分の妥当性について県のほうに説明を伺って、その回答が前

回得られていません。これについてはきょうの午後、その関係についてもう一度はっきり答えていただきます。

それと、最後に、議題3について今後の日程、これについて今回の調査結果を踏まえて、どういうふうな方向で持っていくかというふうなことをお諮りしたいと思います。午後については2時半、遅くとも3時前には上がりたいなというふうなことで考えております。一応このようなことで進行してよろしいかということです。

再度復唱させていただきます。本日の午前中は2班に分かれて追跡調査とその取りまとめ、午後は追跡調査の報告を行って、意見交換後に最終の取りまとめを行う。これについては書記のほうに取りまとめて事務局に出していただく。ペーパーで出していただきます。2つ目として、午後の2つ目、説明員による専決処分に関する県の見解、これについての回答をいただくと。3点目については、今後の日程、一応12月の定例会を目標に報告書を出したいということだったんですけども、きょうの作業日程を見ながらどうするかということでお諮りしたいと。このような方向でまず進めさせていただいてよろしいかどうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

大 舘 委 員 ちよつと確認で。ひとつ、今の委員長の話の流れの中でね、12月議会に報告するような発言があったと思うんですけども、調査委員会で終わりにしちゃうという意味ですか。

委 員 長 その件に関してお話しいたします。それがどのような内容がここであぶり出して出てくるのか。多分きょうのね、作業でこの中に入る項目が出てくると思います。回答に対する疑問・意見、最終的なあぶり出しがここに入ってくるのかなと。それがきょう、ある程度固まりつつあるのかなと感じています。21日に委員会をやって、そのときに理事者を呼べるかどうか。そこまで内容が固まれば12月の定例会で出せるのかなと。一方で、この98条だけじゃだめだと。100条で証人喚問やるんだという考えを持っている方もいらっしゃると思います。これについてはきょうの調査結果が出た中で、21日に向けてやっていくのかなと。当初、私は98条で12月で決着つけたいということだったんですけども、皆

様の意見を聞いた中で、いや、そんなもんじゃだめだよと。もっと徹底的にやるべきだということであれば、12月ではとっても間に合わないです。ですから、その辺に関して、とりあえずきょうの段階で皆様の意見を聞いて、なおかつ21日に半日委員会があると思います。そのときあたりで今後の進むべき方向がわかるといいますので、その辺である程度確定したいなということでございます。あくまでも12月出すというのは私の当初の目標だったんですけども、この調査によってまだ変化するんで、その都度、皆様の意見を聞いて、進めさせていただきたいということでございます。

大 館 委 員 それ、意味はわかりますけどね。やっぱり、広報等でみんな町民の方、皆さん、わかっているわけだな、この件について。ほかの自治体の方々もですね、大変興味深く注視されているんで、松田町議会が恥をかかないような報告になっていかないとね、何なんだよ松田っていう話になっちゃうと思うんで。何でも100条でやれとかという意味じゃなくてね。やっぱり一番大事なことは町民の皆さんが納得できる、そういう報告書ができることが望ましいと思うんで、その辺は心して。よろしくお願いします。

委 員 長 貴重な意見ありがとうございます。12番議員のおっしゃられるとおり、限られた時間でその後、議会としてどういう審査をしたんだというのを、その審査内容をここにしっかり記載して、議会として調査し足跡を残したいと思います。皆様の御意見をいただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

議 会 事 務 局 長 ちょっと補足でございますが、実は事件1の①ですね、ESCO事業審査委員会の議事録が今回つけていただいております。その中でどういった議論がされたのか。さあっと見た感じですと、実は委員会が立ち上がってから、あるいはその前からちょっと問題提起しているようなところを委員さんの中では、選考委員会の中ではいろいろ議論されているような足跡が見えますので、何かの参考になるかと思っておりますので、ぜひその議事録のほうはちょっと見ておいていただいたほうが、今後の作業が楽になるかなと思います。以上です。

委 員 長 書記からお話ありましたとおり、最優秀者に決まった。その辺の入り口が1者で決まった。じゃあ相当厳重な審査をしたんでしょうねという、そういう点

について議事録がありますので、皆さん、その辺はよく見ていただいた中で審査をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 　　実はきのう、町村議長会がありまして、その後、事務局のほうとね、この件に関してお話をちょっと伺ってきたんですけど。その中でね、この横長のページの3枚目の2番、2番の1.5億円になったとありますね。その…これは何だっけ、一番左の備考ですか。適正な単価設計という部分があるんですけど、そのときにですね、県の行政センターに連絡すると、見積もりに対する調査をしてもらえるのに、町長…それをしないで、町長の判断で執行されたということは、ちょっと問題じゃないかというふうなことと、もう一つはですね、この1.5億円の見積もりに対して、この委員会のほうから正規なね、これが正しいかどうかというふうな見積もりの調査をしてもらえれば、向こうでもやってもらえるというふうな話なんで、ちょっと情報としてですね、その辺を皆さんに報告しておきたいというふうに思います。

委 員 長 　　貴重なお話ありがとうございます。そこでちょっとお伺いしたいんですけど、それほどこのセクションで、この適正な設計単価、設計金額であるという調査をしていただけるということですかね。

議 長 　　行政センターって聞いただけで、その内容はわかりませんが、沼田さんに聞けば、すぐ教えてもらえると思います。

中 野 委 員 　　沼田さんからの回答だね。

議 長 　　そうです。

委 員 長 　　議長会の沼田さんですね。この件に関して、私どもも結構ね、悩みました。これはここまで至る経緯を簡単に説明させていただきますと、この設計単価は本当に正しいのかな。その立証がやっぱり一つの今回の我々の検査で一番重要な問題だと思います。では、県にお願いした場合に、県は協力してくれるのか。逆に今、町がやっていることに対して県が違うぞと言っていると、町長とか、知事さんとか、そういう執行部の立場からすると、県ではやってくれないんじゃないかなと考えます。住宅供給公社だったらやってくれるんじゃないかなということで、話をしたら余りいい反応じゃなかったんで、一般の設計業者に打診してみました。設計業者に前回皆さんが問題にした10月になって見積徴収し

て、1億5,100万の設計書ありましたよね。業者にそれを投げたときに、本来だったら単抜きになってなきゃいけなかったのが、単価が一部入っていましたよね。その設計書、金額が入っている設計書を持って相談したんですよ。これについて正しいかどうか。そうしたら、その判断はできませんって回答でした。どういうことかという、図面、設計図面があって、それでその図面でここにあるボイラーを外して、こういう機械が入る。その見積書だとか仕様書がないので、設計書だけじゃ何にもわからないですと。設計図書と仕様書、図面、場合によっては見積もり、そこの設計業者ができない場合に、見積もりを徴して設計金額を入れるんですよ。そのときに、1者であれば10%切る、あと2者であれば安い方を載せる。そういった資料が一切なくて、こんな設計書なんて正しいかどうかできませんよ、と言われてしまいました。

だから、この辺がすごいポイントだなということで、それについては今回、無理に外してあります。次第で見ていただくと、(2)承認4号の工事請負契約と設計委託契約、これについては今、飯田議長からもお話しいただいたようにね、県で見てもらえれば一番ありがたいですよ。できればそれはこの次に入れていいなと思って、今回の議題から外してあります。ですから、そういったことでね、我々も何も動いていたわけじゃなくて、いろいろ苦悩した中で、いろいろ関係団体に私からも直接話もさせてもらいました。そういう中で今回に至っておりますので、その辺を十分考慮して、次回あたりにこの2番の議題を入れ込んでいきたいと考えます。そうすると、やっぱりね、時間がきついのかなというのが本根でございます。

以上です。こんな説明でよろしいですか。

議 長

情報です。

委 員 長

あとほかの方も…。

大 館 委 員

時間がきついという意味はどういう意味。

委 員 長

ですから、私としては12月ぐらいまでに定例会で報告をしたいと。報告書を出したいと。

大 館 委 員

さっき言ったね、それでいいのかという話の中で、そういう意味でも言っているんで、やっぱり一番大事なことは町民の皆さんが納得できる報告ができれば

ばそれでいいですよ。でも、無理にしてもこうすりゃ町の考え方は同じ、時間が  
ないからこれで決着しますというのは絶対よくないんで、その辺を心してや  
ってください。

委員 長 議題、最後に午後からお話ししますけどね、私としては間に合わなければ、  
もっとじっくりやって、来年の3月まででいいのかなど。ただね、申しわけな  
いですが、個人的にはすごいプレッシャーかかっているんですよ。きょうの  
ここまで来るのにもよたよたしながら来ていますから、これが来年の3月まで  
続くと、半年間つらいなって感じでね。そういうのがありまして、ゴールは見  
ているんですけども、今お話のあるようにね、議会としてしっかり審査とい  
うことで、皆様にまた午後からお諮りして決めていきたいと思っておりますので、よ  
ろしくお願いします。

では、そういったことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、ここで休憩して、10分休憩して、55分から2つの班に分かれて追  
跡調査を行っていただきたいと思っております。リーダーさんと書記さんを決めてい  
ただいて、それで進めていただければありがたいと思っております。10時55分から昼  
まで調査していただき、簡単な取りまとめ、それも並行してやってください。  
午後についてはできれば1時に始めて、早めに終わらせたいなというふうに考  
えています。

では、そういったことで暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。

(9時45分)

委員 長 時間になりましたので、再開をいたします。(13時00分)

御報告いたします。大館議員におかれましては、所用のため、若干おくれて  
くるそうです。

それでは、午後の議題について進めさせていただきます。まず順番として、  
先ほど2つの作業部会の報告ということであったんですけども、職員もかなり  
忙しいので、時間が中途半端になるといけないので、先に職員に出席してい  
ただいて、先ほどお話しした専決処分第4号、これについて市町村課の見解。前  
回保留となっていましたので、これについて先に処理をさせていただきたいと

いうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、そのように進めます。職員入れてください。

( 町側職員 入室 )

委員長 小田参事、鈴木課長、御苦労さまです。本日出席いただきましたのは、竹内局長から話を聞いてると思いますが、専決処分。これに関して、県の市町村課を訪問していろいろ聞かれたと思います。ここの私どものメモでは、専決処分の理由は妥当かということで、県市町村課を訪問し経緯を報告し回答を得たと。それともう一方で、県市町村課に確認した日時と担当者の氏名はということで、前回回答のときには、専決処分を提案する1週間前、課長、課長補佐、財政グループ担当2名と話を聞いたと。詳細について、今ここにメモがないのでわからないという回答をいただいています。このことについてお願いしたいということで、私のほうのメモですと、10月18日付、町長宛資料提出要求書。今回の会議のために、資料提出要求書、事件2、①専決処分について、神奈川県市町村課に確認した内容がわかる書類一式として要求したが、資料なしとなった。担当課へ問い合わせしたところ、本委員会への出席の上、口頭で回答したいとのことであった。日時、相手方の名前、もしくは職名、質問内容、それに対する回答内容、適法性などを確認する必要があるということです。

あと、これについては、口頭でということなんですけれども、資料はお持ちではないですか。お2人にお伺いいたします。口頭で説明というふうに伺ったんですけれども、資料はお持ちではないのでしょうか。

参事兼総務課長 資料は作成しておりません。

委員長 鈴木課長は。

政策推進課長 資料はございません。

委員長 すごい自信を持って言われますけれども、お2人の管理職に失礼かもしれないけれども、職員服務規程第18条「公務による旅行が完了したときは、復命書をつくり、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項は口頭で復命することができる」と規定されており、復命書の提出、または軽易な事項として取り扱った理由を確認する必要がある。そんな軽易な内容でしたか。ま



ず総務参事にお伺いしますけど、職員服務規程18条。これ私が読み上げたの間違ってますか。

参事兼総務課長 いや、そのとおりだと思います。

委 員 長 では文書で出してください。

参事兼総務課長 その当時の復命書というのは作成しておりません。

委 員 長 これは服務規程違反じゃないの。

参事兼総務課長 ですので、口頭で復命したということです。

委 員 長 少なくとも、98条による調査権を私ども持ってるんですよ。それで堂々と口頭ですか。

参事兼総務課長 98条になる前の話です…ごめんなさい。

委 員 長 今は98条です。

参事兼総務課長 新たにそれに対しての…

委 員 長 暫時休憩します。悪いけど、職員退室してください。鈴木課長も文書で復命とは思ってないということです。退室をお願いします。

( 町側職員 退室 )

休憩を解いて再開いたします。

今の続きなんですけれども、この資料を見ていただきたいと思います。この中の私読んだのが、服務規程で公務による旅行…出張なんです。一番大事なことです。専決処分の内容について、市町村課とのやり取りの書類がないということです。そういうことで一回出ていただいて、口頭で報告するようなんですけれども、これについて、どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

中 野 委 員 長 ここにはですね、または軽易な事項として取り扱ったと。ときには、その理由をとということですね、書かれていますね。ですから、その辺のところも2人に、今回のことをあなたたちは軽易として県まで行って来たんですか。まず、それをちょっと問いただしてみてください。そうです、軽易なことだと思っていまずと言うのか、とんでもございませんとするのか。それをちょっとお伺いしたいですね。

平 野 委 員 長 私もそれも気になりますけれども、もともと資料もないよというのはこの間もう言われていたんですよ、たしかね。この場ではメモがないので正確に答

えられませんと、たしか16日のときはそういう回答があったと思うんですよ。だから、やっぱりメモが何もないというのもちょっと変だなと、私もちょっと思うので、もう本当にそのメモがないのか。だって、専決処分のことを尋ねているはずなんだけど。例えば回答がものすごく単純で、それは大丈夫ですよ、みたいなものなら、確かにメモなしでも全然いいんですけど。本当にメモがないのかというのもやっぱり確認していただきたいなと思うんですが。

中野委員 似たりよつたりのことですね。

委員長 少なくとも…98条の委員会ですよ。

平野委員 というか、専決という行為自体はものすごく重いことだと思うのでね。それに対する準備でこういうふうに出るのに、輕易とはちょっと考えられないですよ。

中野委員 輕易なのか、どう思うか。

平野委員 そうですね。

委員長 この内容については、1期生の方ちょっと理解してないかもしれないですけども、専決処分を結果的に9月末にしたわけですよ。その前に、それはどうなのかということ、県に相談に行ってるんですよ。県がどういうふうな指導されたのか。

平野委員 あるいは、何か別件で行ったのかもしれませんがね。それで寄ったのかもしれない。

委員長 その辺の言いわけを聞かせていただいて、それで、とりあえず口頭でいただく。そのあとに文書で出してもらいましょうよ。

平野委員 そうですね。口頭で回答したいというふうに向こうが既に言ってきてることなので、その内容を聞かないと。

内田委員 今言われた…4番議員が言われたように、口頭で言われたにしても、ちゃんと記憶は残ってるはずなんですよ。どういうことを話されて、相談した内容、相手の回答、それをまず文書化して提出するように。

委員長 では、整理させていただきます。まず初めに、中野委員から出た輕易な事項。このことについて、そういうことで口頭なのかという。認識が甘いのではないかということだと思います。2つ目に回答…メモがないので回答できないとい

うことだったんだけど、今回何を根拠に回答してるか、記憶を根拠。その辺の確認ですよね。とにかく、それで回答していただいた後、文書にして出してください。我々とすれば重要なことだから、文書で出してください。このようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、竹内局長、もう一度呼んでください。

( 町側職員 入室 )

それでは、総務参事と政策推進課長、御苦労さまです。県の市町村課の回答について、まず1つ目に、サービス規程18条「軽易な事項は口頭で復命することができる」と規定されております。今回の内容について、2人の管理職の方は、軽易なことと判断して復命書をつくらなかったかどうか。それについてお答えください。

参事兼総務課長 軽易なこととは思っておりません。重要なことだと思って、報告をまずさせていただきました。副町長並びに町長のほうに報告させていただいたところでございます。それについては、そこでよしというようなことをいただいておりますので、あえて紙に残さず、口頭での報告をさせていただいたということでございます。

政策推進課長 同様にですね、やっぱり軽易なものとして考えているところではございません。副町長、町長にですね、速やかに…ごめんなさい。9月の25日ですね。9月の25日に速やかに県のほうに確認をし、それを受けて早急に口頭で報告させていただき、許可をもらって進めたということでございます。以上です。

委 員 長 小田参事のほうは、いつ行かれました。日時です。

参事兼総務課長 県のほうに伺ったのは、10月の9日でございます。

委 員 長 それでは、とりあえず口頭ということなので、時系列に沿って、もう一度報告をいただきます。鈴木課長については、前回そういった回答をいただいた経緯もありますけれども、あわせてその辺を…承知はしておりますけど、再度9月25日の市町村課の内容について回答をお願いいたします。

政策推進課長 9月の25日に直接市町村課に伺い、専決処分と経緯について口頭で報告をし、口頭で回答をもらったということでございます。県のほうがですね、ちょうど

本会議中でしたので、前回の私の回答では課長というふうな話をしたんですが、申しわけございません。まず、副課長と課長代理ですね。それから、主査でございます。担当が女性2名がおったんですが、ちょっとそこは名前を確認をしてございませんが、担当者2名で…。

委員 長 財政グループの担当は。

政策推進課長 こちらのほうは、行政グループですね。行政グループです。合計5名の方と私1人で、直接市町村課の会議室を借りて、打ち合わせをさせていただきました。

まず経緯について、報告をその時点でさせていただきました。まず1つ目として、国庫補助金の交付条件となる完成期日から逆算をしまして、8月の23日に議案を提出し、審議に至った旨を報告させていただき、これを受けて採決にならない…ならずですね、議会特別委員会を設置し、継続審査を進めてきたという経緯を報告させていただきました。

次に、町は議会議員の残任期間中に可決を目指しているという旨を報告させていただきました。そして、採決に向けて、議会のほうには臨時会の開催依頼を行っておりましたが、どうしても日程が折り合わず、開催されるには至らなかったということを報告させていただき、町としては、この9月30日にですね…以降に、廃案を避けたいということからですね、任期期間満了の9月30日の午後5時まで待つ専決処分をしたいという方針を説明させていただき、回答としては、町のほうの条件でしっかり専決処分の理由をつけてやってもよろしいんではないかというふうな回答をいただいたものでございます。

それと同時に、専決の理由につきましては、緊急性ということがございましたので、町の理由としましては、災害時等の避難所対応や国の補助金の条件、また機材等の納品の期間などを含めて、緊急性という解釈のもとにですね、専決処分の理由とさせていただきたいということも報告させていただき、しっかり報告してくださいというふうなことで回答をいただいたところでございます。以上でございます。

委員 長 鈴木課長については、記憶をもとに申されましたか。それともメモではつくってありますか。

政策推進課長      こちらのほうは、私も行くときに自分でメモをして、書いて…メモを書いたものを相手方のほうに伝えて、回答のほうは口頭でいただいたので、概ねメモ書きでぱっと書いて、わかりましたということで報告いただいたということを今説明させていただきました。

委 員 長          ただいまの鈴木課長のお話しいただきました内容について、質疑があればお願いします。

平 野 委 員      すいません。ちょっと回答で今混じっちゃってるというか、ちょっとわかりにくかったんですけども。9月30日の5時まで待って専決をしたいというのは鈴木課長からの言葉で、それに対して、災害時の避難所対応や補助金の期限や、もう1個何だったかな。機材の期限…納入期限などを理由に専決をするというのは、向こうからの答え。

政策推進課長      こちらからです。全部こちらです。

平 野 委 員      それを説明したことに対して、向こうはどういう答え…了解というような答えですか。

政策推進課長      町の姿勢として、しっかり議会のほうに報告をしてくださいという回答だけです。

平 野 委 員      じゃあ、専決処分がいい悪いという言い方ではなく。

政策推進課長      町は専決がいいですよという回答はもらってないです。

平 野 委 員      もらってないですね。

政策推進課長      町としてそういう姿勢であれば、しっかり議会のほうに報告してくださいということです。

平 野 委 員      なるほど。

政策推進課長      違法行為ではないということもちょっと言われましたので。

委 員 長          県のほうとすれば、町の姿勢としてしっかり専決処分について、執行後に議会に報告してくれと。それと、あと違法行為ではないと、そういう回答でよろしいわけですか。

政策推進課長      はい。

委 員 長          わかりました。その辺もメモにしっかり書いてありますね。

政策推進課長      はい。

委員長 　　では、この件に関してよろしいですか。

　　　　　　では、次に小田参事。10月9日の件について御報告をお願いいたします。

参事兼総務課長　　それでは、10月9日の件について御報告させていただきます。訪問日は10月9日、11時でございます。県の市町村課行政班のほうにお伺いさせていただきました。相手方につきましては、県の課長代理、それから行政班グループのグループリーダー、それと同じく行政グループの副主幹、この3名の方と名刺交換させていただきました。女性が2人おりましたけれども、この方については名刺交換しておりませんので、ちょっと確認は取れてございません。ですので、神奈川県の方にしましては、5名の方が対応していただきました。町側からはですね、私、小田と、それから政策推進課長の鈴木、財政班の矢口、同じく近野ということで、4人でお伺いをさせていただいております。行政班グループのほうの中の会議室をお借りしまして、そこで報告をさせていただいたということです。私からはですね、ちょっと鈴木課長のほうとダブる部分はございますけれども、E S C O事業の概要について説明させていただき、それから8月の20日からの時系列で、行動と申しますか。どういったことが行われたかというところの時系列で説明をさせていただきました。

　　　　　　まず、8月20日からの議会定例会。その中で、今回提案いたしました追加補正、この件。それと、それが付託されて特別委員会が設置されたということ。その間ですね、9月3日の日に町議会議員選挙の告示があり、その当日17時で無投票が決まったという流れ。そしてですね、その中でですね、9月の中で、追加補正についての議案を可決いただくというような考えの中でですね、9月17日の議会開催、それから20日ですね。それから、また24日から26日の議会開催の依頼というようなところの流れを説明させていただいて、それで先ほど鈴木課長も申しましたとおり、30日の専決処分が行われたということ。それと、10月3日に初議会といたしまして招集がされた。その中で、今回の専決処分の報告承認を求める提案をさせていただいたということです。それが不承認になりましたということで…ということです。それについて、経緯を説明させていただき、専決処分をしたことと、それと今後については、町としてこの補正の専決については、粛々と執行をしていきたいというお話をさせていただきました。

た。

そのようなところの中を話をさせていただいて、県の見解をお聞きしたいというお話をしたんですが、結論から申し上げれば、県としてこれに対していい悪いというお話はできませんということを言われました。町のほうが、先ほど鈴木課長が申しましたように、地方自治法上でいく長の専決処分の4つの理由ですね。この理由のどれかにきちんと当てはまる。きちんと説明ができるのであれば、それは町の考え方として進めてくださいという回答でございました。ですので、よし悪いというような判断ではございませんでした。そんなところを話をしながらということで終わっております。以上です。

委員 長 　　ただいま小田参事の説明が終わりました。これに関する質疑がある方は挙手願います。

中野委員 　　ただいま小田参事がおっしゃいました県の4つの理由が当てはまれば進めてもよいと。その4つの理由というのは、どれかに当てはまったんですね。多分ね。だからやったんでしょうけど。4つの理由を。

参事兼総務課長 　　先ほど鈴木課長が申しあげましたとおり、長の専決処分…179条の中ですね、4つの専決処分の理由がございます。その4つの理由でございます。

委員 長 　　詳しく回答をお願いします。

参事兼総務課長 　　すいません。専決処分した理由のところにかかれてる179条のですね、緊急性と時間的…議会を開催する時間的余裕がなかったというところの理由を持たせていただいて、ということでございます。

中野委員 　　余裕がなかった。時間的な。その2つをね、当てはまったと。

委員 長 　　ほかの方は質問ありますか。なしでよろしいですか。

では、私のほうから小田参事と鈴木課長にお願いします。今のやり取りも相当大事なことなんですよ。私どもが98条で報告を書く予定です。100条になるかもしれません。その中で、万一100条になった場合は、一つ一つの回答が全て懲罰の対象になります。そのようなことから、文書でお出し願いたいと思います。時間的にはきょう、すぐとは申しませんが、今お2人がお話しになられたことを、記録として私どものほうに提出していただきたいと。理由については、服務規程の18条では、町長、副町長がそれでいいよということで

納得しますけれども、今回少なくとも98条の俎上に上がってます。ですから、文書でお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

参事兼総務課長 その文書で回答するのは、ここでお答えした内容を文書化するということですか。

委 員 長 そういうことです。

参事兼総務課長 わかりました。

委 員 長 要するに、復命書をさかのぼってつくる必要はないと思うんですけれども、今の9月25日のいつ、どこで、誰と、どういう内容の会合をしたと。10月9日についても同じです。それは、資料としてしっかり提出をしていただきたいと思います。よろしいですか。

では、このようなことで、この件に関しては締めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、二方の課長、どうも御苦労さまでした。退室してください。どうも御苦労さまでした。

( 町側職員 退室 )

それでは、順番逆になりましたけれど、議題(1)文化センターESCO事業、①プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について。これに対して、追跡調査の報告をお願いしたいと思います。

唐 澤 委 員 1つ目の質問です。プロポーザル事業者選定で、3月6日からホームページで公開されていますが、掲載期間とその間の検索結果を知りたいということです。

2つ目、再募集しない設定は誰がしたのかとの問いの回答で教育課長とありますが、その権限自体が課長にあるのか。実際の流れをいま一度お聞きしたい。

3番目。1億5,000万の工事の最優秀事業者を、概算見積もりだけで契約してしまっていますが、細かい単価のほうのやり取りがないため、それは妥当ではないのではないかとということです。

4番目。そのような流れで、なぜ補助金の審査が通ってしまったのか。

5番目。167条に基づけば、特殊な技術が必要であれば随意契約にできる。であれば、なぜ特殊な技術や経験を必要としない工事なのに、随意契約になっ



たのか。

6番目。いろいろなところで時間がないという理由があるが、3月からスタートして、全協で上がってきたのが7月で、その間4カ月間もあります、どうということなのか。という質問がありました。

委員長 6点ですね。これについて、今6点説明いただきましたけれども、これをもう一度次回あたりに再調査するという考えでよろしいわけですね。

では、1点1点ちょっと確認していきたいと思います。まず1点目。3月6日のホームページによるプロポーザルの関係ですね。これについて、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

唐澤委員 1者しか決められていないというところが、やはりちょっと疑問になるので、本来であれば、いろんな業者の人たちがサイトとかを見て応募してくることも本来あるのに、結果的に1者というのが強く出ているので、このホームページがどれだけの人に見られていて、検索件数がなければ、またちょっとおかしいのではないかという声があったのと、掲載されている場所がわかりにくかったりとか、掲載が短い期間だったのではないかということが、いろいろと声があったりするので、そこを確認したいとのことです。

委員長 掲載の場所がわかりにくい。掲載期間が短い…。

中野委員 「短い」じゃなくて、「かったのではないか」。

委員長 短かったのではないか。この件に関して、どうですかね。

平野委員 町はホームページをね、適宜いろいろ使って広報されているんですが。私なんか、よくいろんなことに対して、例えばいろんな審議会をやるのに、何で広報…ホームページに載せないんだと、よく突つくんですが。これに関しては、ホームページを信頼してたということですかね。町はその効果を。何か私がよくいろんなことでそういうふうに出つくと、何かやっぱり紙ベースのほうが、何というか、まだ主体だみたいな、そういうような答え方をされることが多々あるので。でも、これに関しては、ホームページだったんだという感じですかね。紙でも出したんですかね。業者だからね。(私語あり) ホームページだけだとしたら、それをタイミングよく探してくれるというのは、なかなか…。

中野委員 だから、一体何件のアクセスがあったのか。それも、ただ政策推進課のほうで調べようと思えば調べられます。調べていいときはアクセスをね。

平野委員 じゃあそれをね。

中野委員 何件の事業者がね。事業者だけに限らないかもしれない。アクセスだからね。誰が見たっていいんだから。

南雲委員 こんなのもやってるってね、見たい人もいるしね。

中野委員 それは1件に入っているんだからね。

委員長 あと、ほかにはどうでしょうか。じゃあ私のほうから、これにちょっとつけ加えさせて、単純な疑問です。一般社団法人E S C Oエネルギーマネジメント推進協議会とあります。これはE S C O事業を推進する国の団体です。ここに登録してある業者が31者あります。そのうちの2者が現地調査まで来たんだけど、おりてしまった。こういった団体に、なぜ投げかけなかったのか。そうすれば、広く集められたんじゃないか。それがわかりにくいホームページで期間も短かった。ホームページでしかやらなかった。どうしてこういう団体に情報を入れなかったのか。それも入れておいてください。

中野委員 それは質問事項に入らなかったっけ。どうして2者が辞退したか。

委員長 それと合わせてだよ。その下と合わせてね。

唐澤委員 どうして2者を追いかけてなかったかというのは。

中野委員 追いかけてなかったんじゃないかと、2者が辞退したから。

平野委員 その理由は確認してないと。

委員長 確認してない。だから抜いちゃったんじゃないか。

唐澤委員 ただ、今までのやり取りはあります。なぜ2者を。

中野委員 出たよね。その話はね。

平野委員 出た出た。出ました。

中野委員 わかった、わかった。じゃあ今、それにつけ加えて。

委員長 そうですね。それをぜひ入れてください。

中野委員 どうして2者が辞退してしまったのを追及しなかったのか。だから、2者の辞退の理由。

委員長 では、1つ目はそれでよろしいですね。2つ目に今度は再募集の決定者。こ

れが教育課長が話したことなんだと思うんですけど、お願いします。

唐澤委員 先ほどの回答では、実は町長でしたという。その流れ…彼は1者しかないということが取りまとまったものを長に報告して、最終的にしたのは町長さん。説明がちょっと間違えていたということがわかりました。

委員長 これは単純に、今までの記録を直しておくことでよろしいですかね。

中野委員 この件については、再募集をどうしてしなかったのか。その質問に対して、全協で遠藤課長が、それは町長の決定でしょとみんなが言ったところが、回答に困って、最終的に私が。

平野委員 言いましたね。言いました。

中野委員 それは皆さん聞いてのとおり。ところが今、実はその後、町長なんですと。ということになったんですよ。今、先ほどね。それはおかしいよね。今さらそんな回答はね、言われても、それは正式に言ったわけじゃないんだから。我々の頭の中には、あなたが全協で答えた「私が決定をしました」ということしか、私は頭の中にない。

平野委員 全協というか、前回の委員会じゃないですか。

中野委員 あ、ごめんなさい。委員会。委員会だね。ですから、そのことをそれ以後ね、町長でしたという訂正もなければ、正式な文書で我々に示したこともない。だから、我々の頭の中には、あの当時の委員会のあなたが、私が決定をしたということととまっていますよ。ですから、そのことに対してまた再調査したいので、しっかりと回答ができるように踏まえておいてください。そういうことを申す。

平野委員 そうですね。余り本当にそういう…何というか、いい加減なことをされると、本当にそれこそ100条使わなきゃいけなくなっちゃうので。

中野委員 やっぱりあれは、町長でした。今さらそんなこと言うなよ。そういうことだよ。

平野委員 なるべくなら、そこまでこちらだって荒立てたくないのに、そんな答え方されるのはまずいですよね。

委員長 そうということで、またこれも再確認。次回、再確認ということですよ。

次に3番。1億5,000万円が最優秀…ごめんなさい。3番目、もう一度。メ

モをお願いします。

唐澤委員 1億5,000万円かかる工事の最優秀事業者を概算見積もりだけで契約してしまっていることは、妥当ではない。どういうことなのか。このことの回答については、こちらが詳細の設計図はないです。それはなぜかという、一括契約なので、詳細のものをつくらないで、概略で決まったものを出してやり取りするものですということです。ポイントとしては、一括契約だからという回答でした。

委員長 これに対して、どうなんですか。一括契約で納得したわけですか。

中野委員 いやいや、だから、それはもう、そのこともしっかりと、質問をただしましたよ。

委員長 この3番目の件どうでしょうか。

平野委員 これ、やっぱりプロポーザルというのがだんだん主流になってきているというやり方で、果たしてこれが本当にデフォルトなのかというのを、ちょっと…例えばほかの自治体の、何ていうか、こういう似たケースとか、ちょっと調べないと、何かね。はい、そうですかという感じじゃないですよ。

中野委員 そうなんですよ。回答がさっき、ちらっと言ったのね。回答がね。プロポーザル形式でやったから、一括でいいんです。そういう規定ですから。

平野委員 確かにね、最近…。

中野委員 確かにそうだけでも、じゃあ…私たちのじゃあ、私たちの考え方、町民それで納得しますか。町民の方たち、また一般のね、町の人たちが3,000万円の家を建てようと。思い立ったときに、給湯設備は電気式で24時間湧いているよ。これは100万ですよ。ガス式だったら50万です。灯油のボイラーだったら35万でできますよと言ったときにね、3,000万円アップが決まっているんだ。あそこもうちょっと削れないかなと。もうちょっと無理してでもガス形式でやろうかと。一般の町民だったらそう考えますよ。でも、町でやるんだから一括でいいんだ。もう業者任せでいいんだ。それはおかしいでしょうということで、その辺のところの再調査を進めますということで、申し添えてあります。具体例を出して。

寺嶋委員 こっちの班もね、先ほど調べたんだけど。最初の2億6,000万のときは、

単価ね、一応エナジーの下請…下請というか、グループ会社がね、積算したというんですけど。その後、1億5,000万円になって。概算だけで、概算だけじゃ納得できないの当然ですよ。その根拠となる。じゃあ、下がったときの単価もね、どうなんだと。それが裏づけが全然ないから、本当にこれは信用できない。どれが…この1億5,000万円というのが、それは正しいのかと判断するのがね、今の委員長もね、ほかの外部に出せとかっていろいろ盛んに言ってたけども、そういうのもなしにね、やっぱり裏づけないしね、本当に。もう一回でも二回でもやらなきゃいけない。

中野委員 裏づけがないというより、2億6,000万円から1億5,100万円に落としたというのは、節約、節約を重ねて、値切って、値切って、値切って落ちたわけじゃないんですよ。ああ、町長おっしゃるとおり、優先順位、これだけはもう削れないというものを残して行って、こっちはさっき言うように、ちょっとぜいたく品だから外しちゃえよということで、1億5,100万円にしかたけのことなんです。他者との見積もり競争で下がったわけじゃないんです。そうでしょう。だから、規模が小さくなっただけの1億5,100万円。ですからその辺のところ、なのに行政側は勝ち誇ったようにね、2億6,000万から1億5,100万円にしたんだ、俺たちの努力だよと言わんばかりだけど、それは納得できないですよ。

寺嶋委員 それは本当に徹底して調査されないといけないですよ。

委員長 御意見ありがとうございます。この件が一つの大きいポイントとなっておりますので、この辺についてはまた次回、追跡調査でやっていきたいと、整理して組み込みたいと思います。

中野委員 また皆さん、よく頭の中に入れておいて質問してください。

委員長 次に4点目について説明をお願いします。

唐澤委員 このような流れで、なぜ補助金の審査が通ってしまったのかということだったんですけど、この2人は無言の状態でした。回答は返ってきてません。

寺嶋委員 審査会ので。

委員長 いやいや、イノベーションという一般社団法人が補助金出すんですけども。

寺嶋委員 あ、補助金申請したところの会社ね。

委員長　　そこがどうして通ったのか。でもこれはわかってなかったんだよな、向こうがね。

中野委員　　そうですよね。だから詳細図書があって、設計図書もないのに、どうして審査が通っちゃったのかな。まあそういうことを言いたいわけ、聞きたいわけです。

委員長　　これはどうしましょうか。

中野委員　　わかってなかった。そうか。

委員長　　思いますけどね。

中野委員　　まあ、それ削るなら削ってもいい。勘案する。

寺嶋委員　　その会社…会社というかさ、直接はこっちのあれじゃないしね。補助金を申請する団体…。

委員長　　我々が全部調べて、洗いざらい調べてここまではわかったんだけど、補助金の審査するのはそこまで求めてないから、わかってないんですよ。だからこれはもう。

寺嶋委員　　対象外っていうこと。

中野委員　　違う違う。削ってください。

委員長　　やってもしょうがない。

齋藤委員　　この補助金の数字は出してくるんじゃないの。この補助金、幾らかかるから何%とかという金額。

委員長　　それはこちらが全部持ってます。

齋藤委員　　幾らかかるというのをこっちが言わないと、その何%のうち、だから何%ですよって数字はどこにあるの。それを町がちゃんと言う。

平野委員　　何かあの、イノベーションは幾らかかるからというよりは、事業目的で、要するにCO<sub>2</sub>削減とかそういうことで審査してる部分があるんですね。さっきの2班のほうのちょっと調査の中で、削ったもので、チラーだっけ…チラーというのがあって、要するに冷却装置なんですけど、一番最初の提案では6本つけるはずだったのを、もう早々に町はそんなにいらんからと5本にして、そこで大分安く、一回なってるじゃないですか。さらに4本でもいいんじゃないんか、3本でもいいんじゃないかという案が後のほうで出てきたん

だけど、その3本になるときにイノベーションのほうから、そこまで減らしちゃうとCO<sub>2</sub>削減でこれはだめかも、ここまで効果ができないかもしれないから、そうすると補助金から外れますよというようなことを言われたらしいんですよ。だから、金額がどのというより、やっぱりCO<sub>2</sub>の効果のことでイノベーションのほうは判断してるみたいですね。

委員長 補助金の応募要項に基づく審査だから、そこまではわかってないんだよね。

平野委員 そうなんです。だからこの件に関しては、補助金がどうして通ったのかはちょっと…。

委員長 やっても無理だね。CO<sub>2</sub>削減なのかな。ということで、4番は削除ということよろしいですね。

中野委員 わかりました。

委員長 次に5番、随意契約。特殊な理由なしでどうのこうのという話だと思っんですけども。お願いします。

唐澤委員 質問が、これは67条に基づけば、特殊な技術が必要であれば随意契約できる。であれば、なぜ特殊な技術や経験を必要としない工事なのに、随意契約になったのかという問いに対して、行政側は、プロポーザルでは基本随意契約にするって決まっているためという回答が来ました。

平野委員 これもそうなんだな。

委員長 そうですね。この件に関しても追跡ということでいきたいと思うんですけども、何かあれば御意見をお願いします。

平野委員 やっぱりこれ、さっきの(3)番にもつながってくるのかと思うので、そのプロポーザルという進め方の中で、さっき言った3番とか、概算でとってたね。それからこの随意契約になるということとかを、プロポーザルということ自体が広くもうそれを認識してしまってるんだしたら、ちょっとそこをやっぱり確認しないと、今後これだってまたプロポーザルに何回も出てくるから、そのたびにこれ問題になっちゃうから、やっぱりプロポーザルという方式についてを、もう少しちょっと説明してもらおうというか、こちらもやっぱり理解をしていかなきゃいけないんだろうし、まあ、やっぱりスピード感とかそういうことがこう、国のほうでも言われている中で、何というか、広くとられている、

今そういう方式じゃないですか。だから本当それがどこまで、かつてのやり方と大分その違っている部分が出てきている。それをどこまで私たちはチェックしなきゃいけないのか、あるいはここは認めなきゃいけないのか。その辺ちょっと知りたい感じがしますね。

委員長　　そういったことで今後踏み込んでいくということ。

平野委員　これはもしかしたら一方的に町を責めるばかりの問題じゃないかもしれない。そのプロポーザルという方式の問題なのかもしれないなど。

委員長　　じゃ、次に行かせてもらいます。6番、時間がないということについて。

唐澤委員　時間がないという理由であれば、3月からスタートして全員協議会で上がってきたのが7月、その間の4カ月間は何をしていたのかという質問に対しまして、行政側は、3月に口頭でこのようなことをやりたいということ伝えていきます。7月11日の全協でも口頭で話をしています。5月中旬に補助金の申請期限がありまして、その際には何も報告していません。6月の予算取りができるところでも報告をしていません。なので5月、6月が空いた状況であります。そして、本来であれば、状況報告とか随時議会に投げかけて行すべきところを怠っていたので、そちらは申しわけございませんでしたという回答でした。

委員長　　謝ったんだけど、もうこれで片づいたということ。

平野委員　これが問題なんだけど。これはだからその、謝ったというかその、今後どういうふうになるのかという、再発防止というのか。

中野委員　それも目的だから。

委員長　　はい、わかりました。それでは1番から6番のうち、4番だけは除いて5項目について少し事務局と調整しながら、質問の内容をまとめさせていただいて、これからどうするのかということはまたお諮りしたいと思います。

次に2番に移ってよろしいでしょうか。補助金の関係です。それでは平野委員のほうから報告をお願いいたします。

平野委員　では、2班のまとめにいきたいと思いますが、こちらは資料請求した中の3、4、5だったかな。それを調べていったんですけども、審査委員会の議事録を読みまして、そうすると委員の中に、単価の客観的な妥当性について質問している方がおりました。そのエナジー側の回答としては、仕入れ価格に関する



説明はありました。例えば市価の7割だとかね、そういう説明はしていましたが、他のメーカーとの単純比較は、やはり性能も違うから、それはなかなかできないんだというような回答だったんですね。それでもそういった質疑応答があった中から、この審査委員会では附帯項目をつけて、その表の中にも書いてありますけども、市場単価に基づいた製品単価や人件費等を見直した中で設計及び実施をしていただきたいという、これを附帯項目でつけて委員会が通っております。これに関しては、町長からも5月7日、エナジー側にそれをもう一度申し入れしています。

そうした努力、あとは先ほど何回か出ている、不要不急じゃないものに関しては工事から外したらどうだということもやりながら、この表の中でも4月26日プロポーザルで2.6億、そこから5月16日の補助金申請で2億になり、そして7月12日、補助金交付申請ではさらに下がっていて1億9,000になって、さらに8月23日の議会の出てきたときには、もう1.5億になっていたということで、金額を減ずる努力をしているその間のその努力に関しては本当に認めたいというのも、私たちも確かに確認しましたが、その金額が、だから本当にそれが客観的に妥当な金額かは誰がチェックしたという、そういう資料は結局見当たらなかったと。先ほど寺嶋さんが少しおっしゃったんですが、確かに安くなっている。だけどこれはいろんなそういうものを省いたから安くなったのであって、それを市価と比較して安くなったとか、そういうことではないんだという。だからその部分を確認できるような資料はやはり見つからなかったということですね。これをだから次に乗っけるかどうかですね、はい。

委員長 では、この2点でよろしいですか。

平野委員 はい。

委員長 1点目について、復唱させていただきますと、ESCO事業の審査委員会、このときに審査委員会から出された附帯事項です。審査委員会の副町長から本山町長に出された附帯事項として、市場単価に基づいた製品単価、人件費等を見直した中で設計及び実施をしていただきたいと。あくまでもプレゼンで出たのは業者の見積もり、現段階の見積もりだと。それに対して、進行をこれからしていく中で、いろいろな見直しをやってくれということがされたんですけども、

それがなされなかったと。例えば第三者の設計業者に出して、この内容については大丈夫なのかという、そういったチェックが行われなかったと。業者が出した見積もりを、そのベースで行ったと。ただ、努力としては、とても2億6,000万の工事はできないので、すぐやらなくてもいいものは外していこうよということで、さっき話が出た冷却装置ですか、そういったものを最小限にして、何とか機能するようにしたり、または冷却塔というのがあるんですけど、それは外さなくても、そのままとっておいてもいいということで単価を下げたりとか、あとはそれ以外に下請業者、または関連業者にもう一回見積もりをしろと、もう少し値段を下げろというふうなことで下げた経緯は、はっきり記録としては残っていたと。しかしながら、その金額はあくまでも国際エナジーが出したもので、第三者による客観的な見積もりがされてないと。これについては私も仮契約の承認のときに質問させてもらったんですけども、設計委託料を専決処分で見えてあった。それで国際エナジーに出すときに、一回設計をチェックする必要があるのではないかということに対して、町長は今まで2億6,000から1億5,000まで下げたんだから、そういう必要はない、安くなったんだからいいんだというふうな回答で、設計に関するチェックというのはされてなかった。これについて、もう少し執行者側の回答を聞きたいと、そういうことでよろしいですね。

平野委員 うん、同じですね。

委員長 そういうことだね。だからそれについて、やはりしっかりした中で再質問していこうということなんですけども、これについてA班のグループ、どうでしょうかね、御意見、質疑ありますか。

平野委員 これちょっとごめんね、すいません。自分でまとめておいてあれなんですけども、何かこれを、例えばだから先ほどのようにチラーとかね、大きなものに関しては確かに幾らかはわかる、メーカーに聞けばもちろんわかるし、逆にダイキンを使ったと言ってるから、ダイキンじゃないメーカーを調べたらまたそれもわかると思う。ただ、そのわかるとは言っても、メーカーが出す小売価格と言っていいのかな、これはわからないけど、それってものすごくいつも変動するじゃないですか。希望小売価格じゃないけれども、定価なんかあつてなし

のようなものでしょ。だからそれを、じゃどうやって調べるんだというのをちょっと考えたときに、設計業者に、ほかの設計業者にやってみたらどうかというふうにおっしゃったんだけど、それでその正確な値段がそこで出るかもわからないんですよ、結局。だからその設計業者が本当に競っている業者なら、安い金額を出してくるかもしれないけど、ただ機械的に調べてくれということは、なかなか難しいのではないかなというのが、ちょっと私は懸念しているんです。

逆にその大きなものはそれで、大きなものでさえそれで、小さな物品とかも全部表は一応出てますよね。それに関しても、じゃあ別の小っちゃなねじのメーカー、別の調べてみろとか言っても、本当にそんなの価格があってなきやごとくものなので、それを誰が調べるんだってことに、それ職員が調べるといったらとんでもない膨大な作業量になりますよね。それを、本当はここは審査委員会がやるべきじゃないかと言ったって、その審査委員会のメンバー五、六人ですか。やれるはずがないじゃないですか。それ、どこでじゃあ調べを出すんだって、私たちやりますか、議会がそれぞれ。（「それは無理」の声あり）無理でしょう。これ現実的に、これをせめて次の質問事項に出そうと言っても、どうするんだろうというのはちょっと現実問題、私にはわからない。

委員長　それではお諮りします。午前中に飯田議長さんのほうから、議長会で会ったときに、県の行政センターのほうで設計関係、協力してくれるという話で、私その後考えてみたのが、入る前だったら相談に乗るよという解釈もあるんですね。できたものを相談に乗るよという解釈もあるので、これは一度局長のほうから、この設計書についてどうなんだという投げかけは、だめもとでもよろしいのかなと。あと、私のほうで内々で設計業者にこれ見積もりできるのか、投げたんですけど、できないって。それはそれで正規に文書で照会して、そういった回答をもらっていいのかなと。こういうことでこうなんだと。あとそれとあわせて、審査委員会で1億5,000万、このときは2億6,000万の最優秀業者を選定するのに、図面とかそういう審査やってないんですよ。この辺についても、県の建築事務所、または設計会社に、このことについてあなたたちはどうなんだと。要するに、最優秀者を決めるときに、この方法でよかったのかと。

やはりちょっと皆さんその辺疑問に思うので、我々がその調査できないんでね、県の建築部ないし設計業者に正式に委託して、どういうふうな回答がいただけるかと。金額については井上議員が発議、動議で提案したときに、10万円以内って数字が出てますので、その辺の中で、どの程度で民間の場合はやっていただけるか。そういったことで調査期間をここで少し設けるということで、この2点については第三者から客観的なデータをもらいたいというふうなことでいかがでしょうか。（「いいですね」の声あり）

平野委員 それでもしかしたら、さっきの1番で問題になっていた、このプロポーザルという方式の、何というか、それは、それがそういうやり方なんだよということも、もしかしたら回答で出てるかもわからないしね。

委員長 プロポーザルの関係は竹内局長のほうから、私、資料いただいたんですけど、ちょっとやり方が違うんですね。松田小学校の選定の際に、概算予算を提示しましたよね。それでプロポで入って行って、そのときに専門家がいっぱいいましたよね。学識経験者に入っていただいて選んだ。あれがすごくわかりやすいと思うんだよね。それに対して今回、何かイレギュラーみたいな形でやったので、その辺の説明あたりをね、少ししてもらったほうがいいのかと思うね。

平野委員 ただ、小学校の場合は公開プロポーザルというのがありましたよね。あれやっぱり建物の何というか、想像図とかね、そういうものも出るんで、私たち素人が見ても、どっちがいい悪いというのは意外とわかるんだけど、これがもし公開プロポーザルになっても、部品とか見せられても本当わからないじゃないですか。だから本当、やっぱりそういうやり方はなかなかこれには通用しないだろうなというのも想像できますし、これを本当に、まあ先ほど田代委員長がおっしゃったように、ある程度その県のところと、その設計業者に投げてみて、文書で、ちゃんと説明がつくような文書で回答いただければ、それでよしかないとします。

委員長 じゃあ再度お諮りします。今の2点については、県の建築部、また民間の設計業者に照会させていただくと、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

内 田 委 員 今の委託以外のね、県と民間の違う設計業者に委託というお話なんですけど、先ほどちょっと聞いたとき、10万円の予算の範囲内というお話だと思うんですけど、民間の方の、どこの設計会社かわかりませんが、果たして10万円ぐらいのお金でそれを調べられるのかなというのが、ちょっと疑問なんですよ。これだけの大きいね…。

平 野 委 員 細かいしね。

内 田 委 員 うん。一々やったり、ある程度拾いながら単価をね、積算すると思うんですけど、それが10万円台で、やりましょうという業者があるのかどうか。

委 員 長 とりあえず今与えられてるものはそういう内容ですので、それで一回投げかけ。難しかったら、今度はそのプラスの予算取りですから、またどこまでやっていただけるか、その辺も未知数で、前にちょっと投げたときにはなかなか難しいよ、図面がなくてということで、できないかもしれない。ただ、できなかったらできない理由をつけていただいて出す分には、少しは安くなるのかなということで、これは一回投げてみて、また皆さんに相談させていただくという事でお願いしたいと思います。

今までのまとめさせていただくと、本日皆様に御協力いただいて、A班については6点出た中の5点、これについてももう少し整理して追跡調査をして、理事者から話を聞こうと。もう一方については、2つ出たんですけども、主には1点でしたよね。設計関係についてどうかと。これについて、前回…今回これで皆さんにお示ししました。これをもう少ししっかりした形で、21日まで質問事項、今出たのをもう一回確認して、21日にコンプリートする。そこまでかな、もう9日しかやる時間がなくて、あと土・日挟みますので、そこまでは整理させていただくと。それ以降は12月議会の定例会開催中になると思うんですけども、これ引き続き3番の日程に入らせていただきます。

平 野 委 員 あ、ちょっと待って、ちょっと待って。この表の中で、結局だから、その他の項目ですよね。

委 員 長 ああ、そうだ。その他があった。ごめんなさい。この表の中で、その他も含めて、もう一度はつきり理事者から説明する資料を、きょうの意見を加えてこれをつくり直す。

平野委員　　そうですね。

委員長　　それを21日に皆さんにお諮りすると。そのようなことで、時間的に目いっぱいかなと。あと調査依頼はしても、まだそのときには21日には全く回答出ないと思うので、12月になってしまう。そのようなことで、21日まではこの資料を今回の調査をかぶせて、もう少し確かなものにする。そういったことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、そのようにさせていただきます。

では、議題の（1）（2）について終わりにさせていただきますして、今後の日程についてお諮りします。今お話ししたように、11月21日に理事者に入っていくのか、本日内容についても、もう少し詰める。この調査結果が出た内容について詰めて、理事者については12月の定例会会期中に、正副町長に入っていて、今までの疑問点を全部回答していただいて、この表は完結すると。そんな流れになると思うんですけども、いかが取り計らいましょうか。

私のほうでは冒頭、12月の定例会ぐらいで決着はつけたいというお話はしたんですけども、確実に自分の考えた予定よりは相当遅れてます。

平野委員　　そうですね。決着でないにしても、12月議会に一応中間報告でも出せない、ちょっとまずいのかなという感じはするんですよね。そうすると、21日に理事者に話を聞いておかないと出せないかなという感じですよ。

委員長　　じゃあちょっと整理させていただいて。今、平野委員のほうから、12月の段階では中間報告。

平野委員　　最低でもね。

委員長　　はい。それまでに理事者からある程度回答、質問は聞いたもので、中間報告を打ちたいという2点ですね。これに対してどうでしょうか。

中野委員　　やはりですね、きょうで4回目でしたっけ。

委員長　　そうですね。

中野委員　　4回目やって、こういう言い方したら町長に失礼なんだけどね、町長もね、もう話したくて話したくて、これまで、たまんないと思ってるんですよ。職員からの話等を聞きますとね、自分がこの場に行って説明をしたいということ

常々言ってますよということですから、もうそろそろね、今度は5回目になる21日、午前中だけしかないんですよ。町長の説明、弁明とやらを一度聞いて、それでそのものをこの日程にのっけると。12月の議会でもよろしいですし、12月の議会で一朝一夕に結論は出ないと思うんですけども、一度11月21日に町長、副町長の説明、弁明を聞いたらどうなのかと私は思います。（「賛成です」の声あり）今までは担当課長の説明だけで終わってますから。どうですかね。

平野委員 あと申しわけない…。

委員長 ちょっと待って。12番議員、いろいろと私と午前中に協議したんですが、お考えいかがですか。

大館委員 皆さんのおっしゃるとおりです。

委員長 はい、ということです。

大館委員 長引かせましたので、責任とります。

平野委員 それと同時に、やはり議会からどのような形で町民に発信をするのかを、そろそろ何となく思い描いていかないとまずいのかなという気がするんですが、その辺はどうお考えですか。

委員長 じゃあ私の私見でよろしいでしょうか。2つの流れがあります。12月に中間報告、それ以降に最終報告が1月～2月のしかるべき時期ということ。私は当初12月に決着つけたかったんですけども、時間的に厳しいので、12月の定例会で中間報告。その内容について、議会広報で掲載する。皆さん御存じのように、前回の議会広報については、新人議員の後に、4ページ、5ページに、専決処分が不承認になったこと。それから始まって、動議によって特別委員会が設置されたと、そこまでなんです。その後には今度は仮契約が承認された。それとあわせて、中間報告で特別委員会がこうやってるということ、2月1日号が議会広報の発行ですので、今お示したこの続きをですね、とりあえずはここで12月議会の報告をする2月1日号で行う。どんなに延ばしても最終報告は3月だと思います。3月議会で最終報告を行う。時間があるようで、やはり正月挟みますから、ないです。もう3月を期限にして報告をします。その報告をもって、議会報告会あたりで、これは広報委員会との相談、皆さんとの相談なんですけど、これを議題にして行うのがよいのか悪いのか。そういった流れかな

と感じます。これは私の私見です。いかがでしょうか。

寺嶋議員、経験豊かなベテランのところでしょうか。

寺嶋委員 いやいや、余りないんですけど。流れから言ったら、委員長の言うようなイメージに、イメージというか、特にいいとか悪いとかって、なかなか言いがたいですけどね、そういうのがあると思いますけどね。

平野委員 やっぱり町民にとっては、議会だよりってすごいタイムラグがあるじゃないですか。やっぱりその、正直言って、私、最初から危惧してるのは、この件に関しては…まあこの件に関さなくても、いつでも町のほうが議会より発信力が相当高いというのがあって、今回も同時に広報と議会だよりが出ました。多くの町民は、議会だよりのほうはあんまりちゃんとは読んでなくて、町の説明のところは一応目に入るので、何となく読んでる形なんですね。そうすると本当に、この件はもう終わったんでしょと言われる方も結構いられる。だからそういうところを考えると、一刻も早く報告をしないといけないというのはあるんです。中間報告をしたなら、なるべくもう年明け早々ぐらいに、臨時議会報告会みたいな形でやる。そして3月最終が出たら、議会だより待たないで、これ3月の議会だよりは結局5月とかになるじゃないですか。だからそれを待たないで、臨時でもいいから議会報告会をやるという、そのくらいの覚悟で始めたことじゃないかなと私は思ってるんです。始められた方はね。動議で賛成された方はみんなそうだと思うんですよ。

寺嶋委員 今ね、平野議員の関係でね、やっぱりね、町民はじゃあ今のESCO事業、議会のほうはね、どういうふうにイメージ捉えてるのかといたらね、何か町長の足を引っ張ってるみたいな、議会と長がね、対立するというかさ、そういうイメージの人がね、まあマスコミ関係者もそうなんだろうと思うんですけども、まあそういうような人がね、結構いるんですよ。この前の町民、町長との座談会でもね、そういう町議会のほうはどうなってるんだなんてさ、そういう質問した人もいるからね。それで、ですからね、何か…だから結局さ、議会が悪者になってる感じの、受けとめてる人もいるからね。今、平野さんが言ったようにね、やっぱりね、何らかの形で議会…あ、議会じゃない、町民議会報告会、そういうのをやらないとね、本当に示しが見つからないと思いますよ。それ



だけ言っておきますけど。

委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

では、ちょっと整理させていただきます。次回11月21日は、この内容を今回の盛り込んでまとめたもの、それを町長、副町長を中心にぶつけて回答いただく、それが1点です。2点目については、最終報告は、時間的に12月で出せないみたいなので、一度中間報告を出して、3月に最終報告を行う。こういうスケジュールの流れでよろしいかどうか。これについてお諮りします。

寺嶋委員 はい、いいです。

委員長 ありがとうございます。皆さんどうでしょうか。

中野委員 12月に中間報告というのは、定例議会中ですね。それでその後の最終決定というのが3月の議会ですね。予算議会。その間に今もし町民の方がですね、そういうふうな疑問を持っているのであるならば、3カ月間送ってるのもいかなものかなと思うんですけど。その間に最終決定的な委員会を開いて、少しでも早く町民に対しての説明責任というのはあるんじゃないかなと。

平野委員 ですね。ちょっと間延びしますね、3月まで。

中野委員 ちょっと間があき過ぎる。

委員長 あとは今言った議会報告会を、これでセットでどうしていくかというね。

中野委員 その報告会は、だってやっぱり夏場…。

委員長 いやいや、今のこの件だけじゃなくて。これを議題にタイムリーで早めにやったほうがいいのではないかと。

中野委員 これだけを議会報告会をやるんですか。

平野委員 私、最初に本議会でのその動議の反対の前に、何かこの動議を出すみたいなことを全協でちらちら言ってたときに、いや、これは本当に議会の発信力が問われるよと言ったら、いや、もう議会の臨時報告会でもやるから大丈夫だと言ったのは皆さんなんです。本当に。もう、それはだからやるべきだと思うんですよ。報告会は…報告会いつもね、人数が少ないというのも、時期的な問題も結構あったじゃないですか。だから、臨時って言わなくて、今年度の報告会は早めになります、これでやりますと言ってもいいわけじゃないですか。だから、何らかの形で、本当にそれこそスピード感を持ってですよ。だってこんな

半年も引っ張ったら、もう既に町民の中からは意識からどんどん消えてるんです。それをいつまでも議会がごちゃごちゃやっていたら、ますます町民と議会が乖離してしまうと思うんですよ。本当にある程度の決着をつけるのであれば、つけてすぐもうやるべきだと思うんですよ。

内 田 委 員 今の平野議員には賛成というかね、近い意見なんですけど、3月議会で最終報告という今お話なんですけど、実際工事は2月で終わっちゃうんですね。工事が終わってもまだその3月までに、この辺の結論を延ばすということもないから、その工事をやる前にね、決着をつけたほうがいいんじゃないか。決着というかね、町民に対して報告したほうがいいのかないかなという気持ちもあるんですけど。

大 舘 委 員 先ほど12月でどうかというような、12月に決着をつけちゃだめですよという意味じゃなくて、やっぱり町民が納得できるような結論が出れば、12月で結論を出して、今、内田君が言うように、もう工事が終わっちゃったときに何やってるんだよと。ただ、だっ子がだだこねてるみたいな話に、逆に我々が悪者にされる可能性は大だね。だから、できることなら、やはり町民の皆さんが納得できるような答えを、極力12月で出せるような方向で調整をしていったほうがいいのかと感じます。事業終わっちゃってからだだこねたって、逆に笑いものになるだけですよ。だから先ほど寺嶋君が言ったようにね、議会はただ邪魔してるだけじゃないかって、話を結論づけられちゃうよね。

委 員 長 じゃ皆様にね、私のほうからお伺いいたします。これ98条でまとめることであれば、頑張れば12月の議会、少し会期長くしていただいて、2回ぐらい開けばいけるのかなって感じはしてます。皆さんもきょうやってみて、大体もう絞り込む内容が御理解いただけたと思うんですよ。ただ、人によっては、いや、100条でもう一回ちゃんと証人尋問しろよというのが出てしまうと、出てしまってもう12月じゃ無理です。もう本当に非公式でやるようになりますし、宣誓しますし、すごい面倒な…面倒って言うとおかしい、複雑な手続がありますので、そういうことであれば3月まで必要なのかと。

大 舘 委 員 最初の話に戻っちゃって申しわけないんですけど、やはり100条で立ち上げたいんだよね。それで最初は98条から、入り口としてやりましょうという話に

なっちゃったわけだ。なっちゃったというのはおかしいけども。我々、井上議員が動議を出したということで、100条ということで賛成しちゃってるので、その辺、町民の皆さんのね、100条って言ってるのに何だ98条で終わりかよという話になっちゃうと、全く笑いもの、世間の笑いものだよ。その辺をどういふふうに捉えて、それ、いや98条でもいいですよ。結論は納得できるような結論が出ればそれでいいのかもしれないですけども、そういう何ていうのかな、的確な、やっぱり松田の議会も頑張ったなというようなものが見えてくれば、別に98条でも納得してもらえる可能性もあるけども、その辺非常に難しいと思うんだね。

委員長 これは私の関係ですから、少し回答させていただきます。今、100条というお話あったんですけども、もう一度動議書をよく見ていただきたいと思います。100条及び98条に基づく特別委員会の設置ということで、私が受ける条件、皆さんに忘れたとは言ってほしくないし、議事録にね、テープ起こししてもらってもいいですけど、私は98条で行うと言ってますよ。その結果本当に変なことがでてきたら100条ですよというお話をさせていただいています。

大館委員 あのね、100条でやれとは言っていないの。やっぱり町民の皆さんが納得できる結論が出れば、98条でも全く問題ないわけだから、そういうことを今言っただけ。何も100条やれやれっていうことは言ってませんよ。それ、田代委員長、もう少し冷静にやってください。

委員長 暫時休憩。 (14時35分)

委員長 では、休憩を解いて再開いたします。 (14時56分)

若干交錯した件がありましたので、もう一度今後の日程について、議題3の今後の日程について、皆様にお諮りします。11月21日、本日出た追跡調査の内容を整理して、このA3の表に盛り込むこと。それに基づいて町長・副町長を中心に、追跡調査の回答をいただくこと。それがまず1点です。

2点目については、設計関係の調査、これについては21日、間に合わないと思いますので、神奈川県と、あと設計をやっていただけるような、見ていただけるような、チェックしていただけるような設計業者があれば、そちらにお願いすると。それで最終的には12月会期中に2回ほど開いて報告書をまとめたい

と。最終日に委員会報告をしたいと。つきましては、議運開催のときには、少し日程を余裕を持っていただいたらありがたいのかなど。このようなことで進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。それでは、そういった今後の予定については、そういった内容でいきたいと思います。

最後にその他です。何かありましたらお願いいたします。

( 発言者 なし )

では、ないようなので、これで閉めたいと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございます。次回は11月21日、午前9時、議員研修会のある日です。11時半ぐらいまでには終わらせたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上で閉会とさせていただきます。御苦労さまでございました。

(14時58分)